

くらしの法律救急箱



第44回 商標権のギモン

「商標」「商標権」とは何ですか。

A 1

他人の商品やサービスと区別するための目印を商標といい、これを保護する権利を商標権といいます。会社の名前や商品名、サービス名といった「文字商標」のほかに、イラストやロゴなど図形の商標が一般的ですが、「ヤクルト」の容器や「ペコちゃん人形」のような「立体商標」もあります。

さらに、平成27年からは、新しいタイプの商標が加まりました。新たに商標の登録ができるようになったものの代表例は「音の商標」で、音楽、音声、自然音などからなる、聴覚で認識される商標です。リポビタンD（大正製薬）の「ファイトー、イッパーツ」のかげ声が登録例です。

Q 2

商標を登録するための要件は何ですか。

A 2

まず、「商標」を決めること、あわせて、「何に」その商標を使うのかを決めなければなりません。というのも、商標制度は、商品やサービスに付けられる目印（商標）を保護し、それが付けられた商品やサービスの出所を表示し、品質を保証し、あるいは、広告機能

を果たさせようとするものであり、商標権の範囲は、「商標」と「指定商品・役務」によって定められるのです。衣服を製造している会社が、飲食店も経営しているといったこともあるでしょうが、これらは別個の「商品・役務」となります。将来的に飲食店にも同じ商標を使おうと考えているならば、出願にあたって、商標権の範囲を広げておくべきでしょう。

Q 3

商標はどんなものでも構わないのですか。

A 3

商標の登録要件の一つに「識別力」があります。自分の商品や役務と、他の人の商品や役務と識別できるものでなければなりません。例えば、商品「時計」に「時計」という商標をつけても、誰の商品か識別できないことから、登録は認められません。

また、「ABC」や「小島商店」といった、ありふれた氏や名称を表示する文字だけを商標登録しようとしても認められません。

Q 4

例えば歴史上の人物の名前を使うことはできますか。

A 4

商標法は「他人の氏名や著名な芸名、略称などを含む商標」は商標登録を受けることができないと定めて



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

います。ここでいう「他人」は現存する人を指し、歴史上の人物については、商標登録が直ちに否定されるわけではありません。

ただし、歴史上の著名人に関しては、その認知度や地域住民が持つイメージ、名前の利用状況、商品名との関連性、遺族の承諾があるかなどを総合的に捉え、「公正な競争秩序を害する」あるいは「社会公共の利益に反する」と認められる場合には、登録が許されません。歴史的に有名な人物の氏名である「野口英世」は申請が却下されましたし、「吉田松陰」や「高杉晋作」については、いったん商標登録されていたものが、その後、取消しとなりました。

同じ商標が登録されていなければ、似たものでも、商標登録を受けることはできるのでしょいか。

A5

商標登録に際しては、似ている商品・役務の範囲内で、似ている商標が登録されていないかも審査されます。同一かあるいは似ているために、誤認混同が生じることを避けるためです。具体的には、呼び名（称呼）が似ていないか、見た目（外観）が似ていないか、意味内容（観念）が似ていないかといった点です。例えば、観念の類似の一例としては、「ゆめ」と「DREAM（ドリーム）」、「ケンコー」と「ヘルス」などです。裏を返せば、商標権を取得すれば、登録した商標を

日本全国で独占的に使えるようになるだけでなく、他人がその登録商標と同じ商標や似ている商標を使うことも禁止されます。自己の商標を安心して使用できるとともに、偽物を排除する効力もあるわけです。

「地域団体商標制度」とはどのようなものですか。

A6

近年、地域の特産品を差別化する「地域ブランド化」が盛んです。Q3のとおり、商標登録のためには識別力が必要であり、「地域名＋商品名」からなる商標は単純なネーミングであるため、以前は、全国的な知名度を獲得しない限り登録を受けることができませんでした。したが、地域ブランドの保護・振興のため、地域団体商標制度が創設されました。

地域団体商標が出願できるのは、地域の事業協同組合や農業協同組合等の組合のほか、商工会や商工会議所、NPO法人です。これらの団体がその構成員に使用させる商標であり、その商標を商標中の地域と密接に関連している商品などに使っていること、一定の地理的範囲である程度有名になっていることなどが要件です。一例として、「草加せんべい」「松阪牛」「今治タオル」「関さば」などが挙げられ、登録件数は増加しています。